

2005年 JAF 中国ダートトライアル選手権

JMRC オールスター選抜戦

統一規則書

○競技会開催日程

- 第1戦 3月27日 ラークラブ広島 (TESTA)
チームテスタスポーツ
- 第2戦 4月24日 カークラブ松江 (TESTA)
- 第3戦 5月15日 チェリッシュモータースポーツクラブ
(岡山国際サーキット)
- 第4戦 6月12日 カークラブ錦 (TESTA)
- 第5戦 6月26日 チームオレンジオブ岡山
(岡山国際サーキット)
- 第6戦 7月17日 サクシードモータースポーツクラブ
(TESTA)
- 第7戦 9月4日 スピリットオブマツダ (TESTA)
チームテスタスポーツ
広島 VICIC

○オーガナイザー事務局

- 第1戦 〒731-0142 広島市安佐南区高取南 3-10-3
RCH事務局 山谷 隆義
TEL 082-872-8233 FAX 082-872-8233
- 第2戦 〒692-0014 安来市飯島町 401
島根三菱自動車販売(株)安来店内
CCM事務局 仁井田 浩之
TEL 0852-37-1231
- 第3戦 〒710-0145 倉敷市福江 533-6
スピードショップチェリッシュ内
T.CHERISH事務局 田口 盛一郎
TEL 086-485-4866 FAX 086-485-1867
- 第4戦 〒742-0415 玖珂郡周東町中山 327-4
渡辺自動車内
CCN事務局 田村 晃
TEL 0827-84-2900 FAX 0827-84-2423
- 第5戦 〒700-0971 岡山市野田3丁目 2-30
みずしまモータース内
ORANGE事務局 高橋 伸治
TEL 086-241-0156 FAX 086-241-0159
- 第6戦 〒744-0022 下松市楠木町 349-10
サンビーム内
S事務局 御手洗 孝
TEL 0833-41-2424 FAX 0833-41-1889
- 第7戦 〒730-8670 広島市安芸郡府中町新地 3-1
マツダ株式会社シャーシ開発部
サスペンション開発 Gr 内
SPIRIT事務局 高橋 義晴
TEL 082-287-4447 FAX 082-287-5129

○シリーズ事務局

- JMRC 中国ダートトライアル部会事務局
〒738-0034 廿日市市宮内 1450
ボディショップイワネ内
岩根 つもる
TEL 0829-39-0590 FAX 0829-39-0590

○得点基準

JAF 中国ダートトライアル選手権

(2005年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第19条得点基準による)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

選手権として成立した当該クラスの70%の競技会の得点を有効得点とし、高得点順に合計し順位を決定する。

大会告知

第1条 大会告知

○競技会の定義および組織

2005年 JAF 中国ダートトライアル選手権は、社団法人日本自動車連盟(以下 JAF という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠した JAF の国内競技規則とその付則、2005年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、本統一規則および各競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

○競技会の名称

2005年 JAF 中国ダートトライアル選手権 第__戦
JMRC オールスター選抜 第__戦
競技会の名称 _____

○競技種目

ダートトライアル

○競技の格式

JAF 公認：準国内競技、JAF 公認番号__

○開催日程

2005年__月__日(__)

○競技会開催場所(コース公認 No. ____: _____)

名称: _____

所在地: _____

TEL: _____

○オーガナイザー等

オーガナイザーの名称: _____

代表者名: _____

所在地: 〒 _____

TEL/FAX _____

○大会役員

大会会長: _____

○組織委員会

組織委員長: _____

組織委員: _____

組織委員: _____

○競技会主要役員

1) 競技会審査委員会

・競技会審査委員長: _____

・競技会審査委員: _____

2) 競技役員

・競技長: _____

・コース委員長: _____

・計時委員長: _____

・技術委員長: _____

・パドック委員長: _____

・救急委員長: _____

・事務局長: _____

○参加申込および参加費用

1) 参加申込場所および問い合わせ先(大会事務局)

所在地: 〒 _____

クラブ名: _____

担当者名: _____

TEL・FAX _____

2) 参加受付期間：受付開始 2005年__月__日
締切日 2005年__月__日必着
提出書類：JMRC 中国共通参加申込用紙、車両申告書に
必要事項を記入し署名捺印のうえ、参加料を添えて参加
受付期間内に上記まで申し込むこと。

(ライセンスの地域コード・共済 ID ナンバー等の記入漏
れのないこと。)

4) 参加料：¥_____ (JMRC 共済未加入者は
¥1000増しとする。)

その他：_____ (入場料など)

○競技のタイムスケジュール

- ・ゲートオープン：_____
- ・参加確認受付：_____
- ・公式車両検査：_____
- ・コースオープン：_____
- ・開 会 式：_____
- ・ドライバーズブリーフィング：_____
- ・第 1 ヒート：_____
- ・コースオープン：(第1ヒート終了後 分間)
- ・第 2 ヒート：(第1ヒート終了 分後)
- ・表彰式(閉会式)：(第2ヒート終了 分後)

○その他の事項

- 1) コースの慣熟は徒歩により行う
- 2) 選手権対象外で併催するクラスは特別規則に記載する。
- 3) 会場内の諸施設は公式通知にて示す

競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

2005年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定
第12条に従う

第3条 クラス区分

- ・N部門
クラス1：2輪駆動のN車両
クラス2：気筒容積1600CC以下の4輪駆動のN車
両
クラス3：気筒容積1600CCを越える4輪駆動のN
車両
- ・SA部門
クラス1：2輪駆動のSA車両
クラス2：4輪駆動のSA車両
- ・SC部門
クラス1：2輪駆動のSC車両
クラス2：気筒容積1600cc以下の4輪駆動のSC
車両
クラス3：気筒容積1600ccを越える4輪駆動のSC
車両
- ・D部門
クラス区分なし

第4条 参加者および競技運転者(ドライバー)

- 1) 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証所持
者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者
を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な
JAF発給の競技運転者許可証所持者でなければならない。
- 3) 満20歳未満の競技運転者は、参加申込に際し、親
権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければなら

ない。

第5条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加
できる。
- 2) 同一車両による重複参加は選手権の同一クラス内に
限り2名まで認められる。

第6条 参加申し込み方法および参加受理

- 1) 所定の参加提出書類に参加料等を添えて、大会事務
局まで現金書留にて郵送すること。参加料は現金とす
る。
- 2) 参加車両名は15字以内とし、必ず車両名(型式で
はなく通称名：加-ラ、サ-等)を入れること。通称名
は省略しないこと
- 3) 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申し
込み者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合
は、速やかにその理由を付してJAFに報告しなければ
ならない。この場合の参加料は返金される。なお、正
式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会
を中止した場合を除き、返金されない。
- 4) 参加受理の諾否の通知方法は特別規則に記載する。
- 5) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認めら
れない。
- 6) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力によ
り参加できないときは、参加確認受付終了までにオー
ガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第7条 参加者に対する指示および公示

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-
10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与える
ことができる。
- 2) 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項およ
び暫定結果を含む競技結果は、公式通知掲示板に公示
される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項また
は公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面を
もって参加者に伝達される。

第8条 車両および競技運転者の変更

- 1) 競技運転者の変更は認められない。
- 2) 参加申し込み後の車両変更は、当該競技会の参加確
認受け付け終了までに車両変更申請書と変更する車両
の車両申告書を添えて申請し、競技会審査委員会の承
認を得ること。
- 3) 車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 4) 車両変更申請は当該競技会の参加確認受け付け終
了までとし、車両変更申請書や車両申告書などの書面に
て申請すること。

第9条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。ま
た公式車両検査に車両を提示することは、当該車両が
すべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則または公式通知
に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公
式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で
不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または
競技会技術委員の修正指示に従わない場合は競技に参
加できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時に本統一規則
書第15条について検査を受けること。
- 4) 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査までに車両の
指示された場所に貼り付けすること。競技期間中に、
競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合

は、これに従うこと。

- 5) 競技会技術委員長は車両の改造等が不適当と判断した個所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会技術委員長は検査項目について、競技会審査委員会の承認のもと、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施することができる。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログ等を自らが提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、パドックで車両保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) 公式車両検査合格後にタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換（調整）の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は事前に競技会技術委員長の許可を得ること。作業が終了した後に競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

競技に関する基準規則

第10条 競技コース

- 1) 競技コースは、競技会審査委員会に承認され公式通知に示されたコースにて行う。

第11条 ドライバースプリーフィング

- 1) ドライバーはスプリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。これに違反した場合は、欠席の場合5000円、遅刻の場合3000円の罰金をペナルティーとして当該ドライバーに課する。

第12条 スタート

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、スタート位置にエンジンを始動させた状態で待機し、スターターの合図にてスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会の承認のもとその内容を公式通知で示す。

第13条 リタイア

競技会の途中で競技を棄権する場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第14条 一般安全規定

- 1) 全ての車両は国内競技車両規則にもと基づいた6点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 2) すべての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 3) 競技中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しな

ければならない。

- 4) 競技走路以外の会場内での移動は最徐行としウォームアップランおよびブレーキテストなどを禁止する。
- 5) ゴール（フィニッシュライン）後の減速レーンでは一旦停止せずに最徐行で移動し、減速レーン通過後のパドック誘導路にて一旦停止後パドックへ移動しなければならない。
- 6) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 7) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。
- 8) パドック内で給油する場合は、粉末消火器を準備し、給油すること。

第15条 競技運転者の装備

- 1) 競技中の服装としてレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- 2) 競技ヘルメットは、JAF国内競技車両規則第4編付則の「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性はラベルで表示されるかまたは証明書などで自らが証明できなければならない。

第16条 信号表示

競技中のドライバーへの指示は以下の信号旗によって伝達される。（本統一規則に定めていないものについては特別規則に記載する）

国旗またはクラブ旗	：スタート合図
黄	旗：パイロン移動および転倒
黒	旗：ミスコース
赤	旗：危険あり直ちに停止せよ
緑	旗：コースクリア
チェッカー	旗：ゴール

第17条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時に全オブザベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図（赤旗）と同時に走行中の車両は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

第18条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は、自動計測機器にて1/100秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 万一、自動計測機器の故障等が発生した場合に限り、2個以上のストップウォッチの平均タイムを成績とする。
- 4) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、結果成績表からその名前が抹消される。

第19条 順位決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートの内良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好なもの。
- 2) 排気量の小さい順。

3) 競技会審査委員会の決定による。

第20条 競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒加算する。
- 4) コース上のマーカー（パイロン）の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 6) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 7) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第4章 抗議

第21条 抗議

参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時結果に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定結果は、抗議者に宣告される。

第22条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
- 3) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第23条 競技会の延期、中止、または短縮

- 1) 保安上または不可効力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技の成立は各クラスの第1ヒートが終了した時点とする。
- 3) オーガナイザーは、競技会延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第6章 賞典

第24条 賞典

- 1) 全部門、全クラス 1位～3位：JAFメダル
- 2) 副賞に関しては各オーガナイザーに一任する。
- 3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放

棄したものと、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第7章 参加者および競技運転者の遵守事項

第25条 遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態についてJAFおよびオーガナイザーならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該選手権にかかわるすべての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。

第8章 本統一規則の解釈および施行

第26条 本統一規則書の解釈

本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定をもって最終とする。

第27条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本統一規則に関する罰則および本統一規則に定められていない罰則の宣告については、競技会審査委員会が決定する。

第28条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本統一規則は、本競技会に適用されるもので各競技会参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本統一規則に記載されていない事項についてはJAF国内競技規則とその付則、FIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本統一規則発行後、JAFにおいて決定された事項は、すべての規則に優先する。

以上